

平成 18 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 新宅 正明
最高経営責任者
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 常務執行役員 松岡 繁
最高財務責任者
(TEL. 03-5213-6666)

取締役のストックオプション報酬額設定に関するお知らせ

当社は、平成18年7月28日開催の取締役会において、社外取締役を除く当社取締役に対してストックオプションの付与として割り当てられる新株予約権の払込みに充てるため、当該当社取締役に報酬等の一部として年額50百万円の範囲内で金銭を支給することにつき承認を求める議案を、平成18年8月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は従来取締役および従業員に対し商法の規定に基づき特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき株主総会の承認を得て、発行価額を無償として新株予約権を発行しておりましたが、会社法（平成17年法律第86号）の施行により、賞与と同じく、ストックオプションの付与として割り当てる新株予約権も、賞与と同じく株主総会のご承認をいただく取締役の報酬等に含まれることとなりましたので、取締役の報酬等の一部として提案するものであります。

新株予約権の募集事項の決定は、会社法第240条第1項に基づき取締役会の決議により行うこととします。

ストックオプションとしての新株予約権の概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権割当の対象者

本議案における報酬等の一部としての金銭の支給の対象となる取締役は、平成18年8月29日開催予定の第21回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

2. スtockオプションとしての新株予約権を付与する理由

業務執行に当たる当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、その経営努力による企業価値の増大を通じて株主各位の利益を図るため、当該取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を付与する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 35,000株を上限とする。

(2) 募集する新株予約権の総数

350個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株)

(3) 募集する新株予約権の払込価額

新株予約権割当日において、一般に用いられる方法により算定した公正価額とする。

新株予約権の払込は、割当を受ける取締役が当該払込金額に相当する金銭を報酬等の一部として支給し、当該金銭報酬請求権と払込義務とを相殺する方法により行う。

(4) 本募集事項に定めた新株予約権（以下「新株予約権」という）の行使時に払い込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額に(2)で定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

第三者に対する本新株予約権の全部または一部の譲渡、担保権の設定その他一切の処分はできないものとする。

(6) 新株予約権を行使し、金銭払込が可能な期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日から平成28年8月29日まで。

(7) 新株予約権を行使するための条件、消滅事由、割当、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項その他に関する必要事項は取締役会決議で定める。

以 上